

## 基町地区活性化推進協議会開催要綱

(開催)

第1条 基町地区活性化計画（以下「活性化計画」という。）を実効的に機能させるために、活性化計画に掲げた取組について、進捗状況の把握及び効果検証など、活性化計画の進行管理を行うため、基町地区活性化推進協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

(意見交換等)

第2条 協議会においては、次に掲げる事項について意見交換等を行う。

- (1) 活性化計画に掲げた取組の進捗状況の把握に関する事。
- (2) 活性化計画に掲げた取組の効果検証に関する事。
- (3) 基町地区の活性化に資する新たな取組の検討に関する事。
- (4) その他活性化計画の進行管理に関する事。

(構成)

第3条 協議会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 基町地区社会福祉協議会会長
- (2) 基町連合自治会会長
- (3) 前2号に掲げる者のほか、地区住民の代表として基町連合自治会が指定した者7名
- (4) 都市整備局住宅部住宅管理・基町地区活性化担当部長
- (5) 中区副区長
- (6) 都市整備局住宅部住宅政策課基町住宅担当課長
- (7) 中区市民部地域起こし推進課長

(座長及び副座長)

第4条 協議会には、座長1名及び副座長2名を置く。

- 2 座長及び副座長は、委員の互選によって定める。
- 3 座長は、会務を総理する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指定する順序により、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、座長の求めなど市長が必要と認めるときに開催する。

- 2 協議会は、公開とする。
- 3 協議会において、座長は、必要に応じて、関係者に資料の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、都市整備局住宅部住宅政策課基町住宅担当において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、都市整備局指導担当局長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月25日から施行する。